

「意思決定支援」における 基本的考え方

障害福祉サービスの提供等に係る意思決定支援
ガイドラインテスト研修(により作成)

2

基本の3つの考え方(理念・原則)

3つの考え方(基本理念・原則)

3

- 最善の利益(ベスト・インタレスト)
 - ▣ 代理代行決定に関する考え方
- 意思と選好に基づく最善の解釈
 - ▣ 代理代行決定～支援付き意思決定に関する考え方
- 本人から表出された意思・心からの希望(エクスプレス・ウィッシュ)
 - ▣ 素からの意思
 - ▣ 支援付き意思決定に関する考え方

国連・障害者権利条約12条

1 締約国は、障害のある人が、すべての場所において、法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。

2 締約国は、障害のある人が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。

3 締約国は、障害のある人がその法的能力の行使に当たり必要とする支援にアクセスすることができるようにするための適切な措置をとる。

4 締約国は、国際人権法に従い、法的能力の行使に関連するすべての措置には濫用を防止するための適切かつ効果的な保護が含まれることを確保する。当該保護は、法的能力の行使に関連する措置が障害のある人の権利、意思及び選好を尊重すること、（後略）

国連・障害者権利委員会

一般的意見1号(条約第12条)

5

- para21. 著しい努力がなされた後も、個人の意思と選好を決定することが実行可能ではない場合、「意思と選好に基づく最善の解釈」(best interpretation of will and preferences)が「最善の利益」の決定に取ってかわらなければならない。これにより、第12条第4項に従い、個人の権利、意思及び選好が尊重される。「最善の利益の原則は、成人に関しては、第12条に基づく保護措置ではない。障害のある人による、他の者との平等を基礎とした法的能力の権利の享有を確保するには、「意思と選好」のパラダイムが「最善の利益」のパラダイムに取ってかわらなければならない。

(公益財団法人日本リハビリテーション協会訳、原文挿入は筆者)

優先順位による整列

6

- 表出された意思・心からの希望(エクスプレス・ウィッシュ)



- 意思と選好に基づく最善の解釈



- 最善の利益(ベスト・インタレスト)

(客観的)最善の利益 VS 本人の表出された意思・心からの希望

映像で学ぶ パート1

～【客観的最善の利益(良かれと思つての発想)】で
意思決定支援をしようとする?～

出典:

埼玉県立大学

平成29年 教育用e-learningコンテンツ

保健医療福祉学部 社会福祉子ども学科 社会福祉学専攻

小川孔美先生との協力により作成

<https://www.youtube.com/watch?v=1KJxRTYz09c&feature=youtu.be>

最善の利益に基づく「意思決定支援」？

8

「客観的最善の利益」（ベスト・インタレスト）型視点に基づく意思決定支援の場合、以下の本人の意思に対してどのような対応の仕方になるか考えてみましょう。

- 1 働きたいと思っているあかねさん（自閉症）**
- 2 ひとり暮らしをしてみたいと思っているゆうこさん（精神疾患）**
- 3 もう一度花を育ててみたいと思っているお春さん（認知症：軽度）の場合**



表出された意思、 心からの意思(エクス プレス・ウィッシュ)	意思と選好に基づく最善の 解釈	(客観的な)最善の利益 (ベスト・インタレスト)
本人を優越しない		本人を優越する
本人から出る意思		周囲からの意見
意図して表出	意図して／せず表出	
解釈を許さない	解釈する	

← 支援付き意思決定 ／ 代理代行決定 →

支援付き意思決定と代理代行決定は 何が違うの？－「意思決定支援」定義の再考－

厚生労働省発出の技術的助言（平成29年3月31日付）
「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」でも用いられている

いわゆる『意思決定支援』

①表出された意思・心からの希望
（エクスプレス・ウィッシュ）



支援付き意思決定（の支援）＝本人が意思決定主体

②意思と選好に基づく最善の解釈

代理代行決定＝第三者が意思決定主体

③最善の利益（ベスト・インタレスト）



「客観的最善の利益」に基づく「意思決定支援」では・・・本人意思が引っ張られる？ ¹¹

日常生活における意思決定とは

12

(作業的定義)

- ▣ 必ずしも法律行為に至らない、
- ▣ 必ずしも重大な医療上の判断を求めない、
- ▣ 時間に制限されない、
- ▣ 意思の表明・表出および決定である。

日常生活として基本的な生活習慣や活動参加に係る行為、すなわち食事、衣服の選択、外出、排泄、整容、入浴等基本習慣であるとか、あるいは余暇活動、障害福祉サービスの利用等であって、事実行為の要素が強い。(3つのガイドラインから抜粋、編集)

法律や医療上の重大な意思決定と 日常生活における意思決定の違い

13

- 今もしくは近々に（どうしても）決めなければならないか
- 決定者の確定、責任の所在
- 決定帰結の活用
- 継続性・修正可能性（形成性）
- 本人（被後見人等）の意思能力判定の適用基準
- 代理代行による決定までを必要とするか否か

レスキューモデル と エンパワメントモデル

14

□ レスキューモデル

- 【状況】解決の要請程度が高い、緊急性がある、時間的に限りがある（切迫性がある）、ような場合
- 【目標設定】本人の抱える課題や不適切な生活を改善し、相対的に安定した状態に至らせる。本人意思の確認や「最善の解釈」に必要な情報の収集に努力するが、必ずしも十分にはできない。
- 【支援のあり方】結果、最善の利益を尊重もしくは配慮した、代理代行決定に至ることも多い。
- 【本人以外から始まる意思決定】

レスキューモデル と エンパワメントモデル

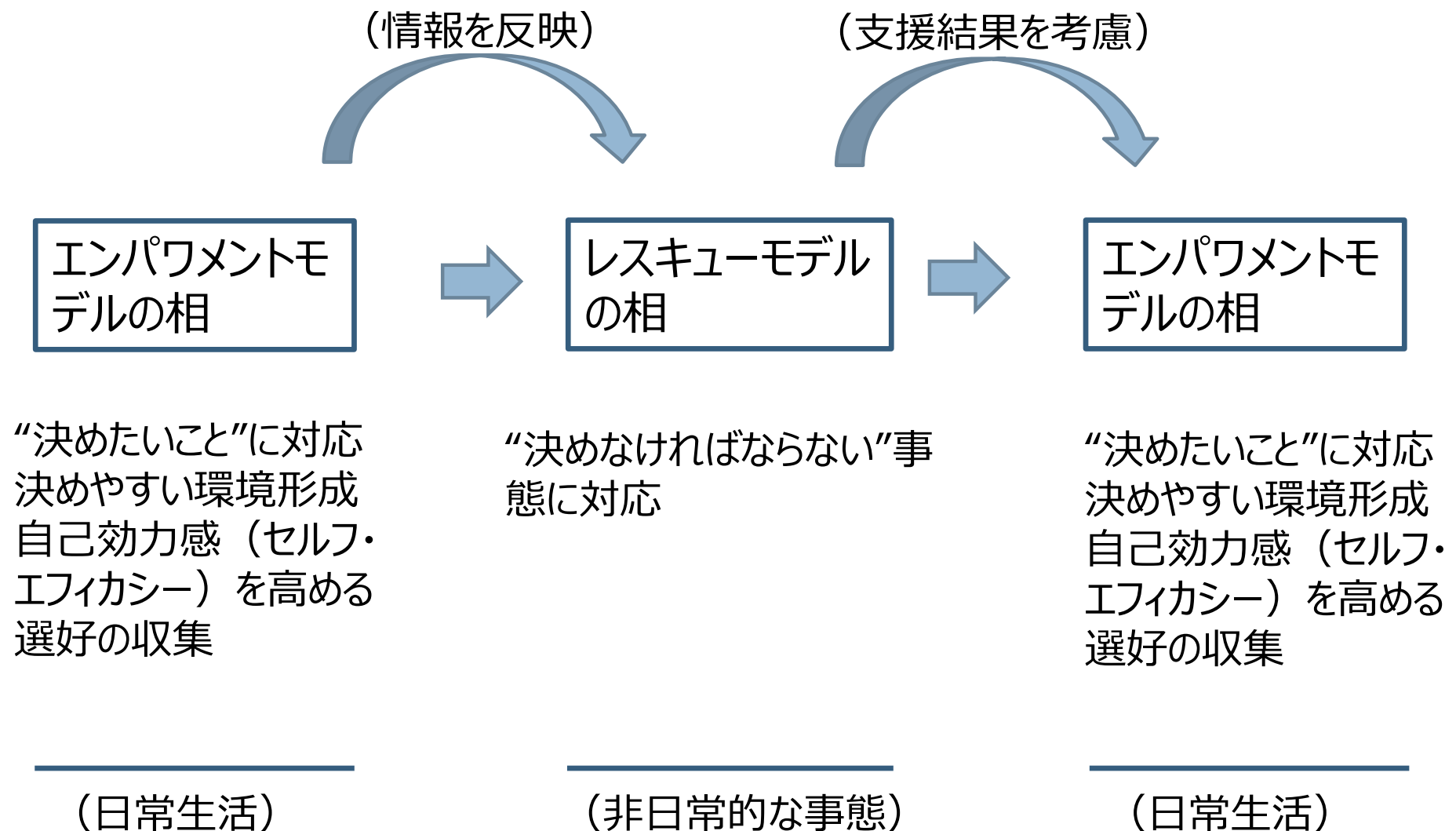
15

□ エンパワメントモデル

- 【状況】差し迫った解決要請ではなく、本人の意思決定がより高められることに目標がある。時間的に差し迫っていない。
- 【目標設定】本人意思をより良く表出できるようにし、意思決定に関する自己効力感（セルフ・エフィカシー）を高める。自分で決めるプロセスを拡大しながら、より長期的な目標につなげていく。
- 【支援のあり方】「表出された意思」や「意思と選好に基づく最善の解釈」を適用する。重要なのは、自己選択と管理（チョイス&コントロール）が高まるようにすること。意思決定支援の実施よりむしろ、意思決定支援の関わりかたを育てる（本人も支援者も育つ）。
- 【本人から始まる意思決定】

日常生活における 意思決定の支援との接続

16



意思決定の支援の層

代理代行決定、Best Interests Meeting



手順が第三者に開かれ、
帰結が公に利用される

個々の意思決定 場面に対する支援

- 日常の意思決定支援(意思疎通支援,意思形成支援,環境調整)
- 危急時の意思決定支援／レスキュー・モデル
- 困難な人の支援／コミュニケーションの工夫
- 「意思と選好」の活用

意思決定を育てる ／支援を育てる

- 内発的動機づけ／自己効力感の形成／エンパワメント・モデル
- エクスプレス・ウィッシュ／小さくても自分自身の願い
- 支援のチーム形成／チームも育つ／ストレングス・モデルとの関連
- 決定支援に対する感度を高める

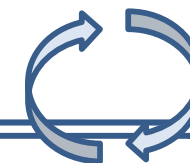
環境の整備

- 話しやすい場所、時間、相手、方法など
- 意思決定支援に関する考え方、態度やルール of 共有／保護からの踏み出し、「リスクの尊厳」
- 研修の実施／協議の場の形成
- 選好情報の収集・蓄積・共有・更新

豊かな経験

- 多くの体験→選択肢を得る体験
- 決定と表出の良い経験
- 内発的動機づけ・自己効力感への配慮

決定の実現とその支援



(名川(2016)を改編)

どうしたいか、を豊かな経験によって育む ／周囲が大切にする

18

- 自分の中に選択肢をたくさん作る
 - ▣ 選択肢を作ってこなかったのに、さあ選べと言われても無理
- 好きなものを選ぶ経験をたくさん作る
 - ▣ 施設からグループホームへ移行した A さん
 - ▣ 自分の好きなものが自分でわかるためには、選ぶ経験を大切にする
- その人の好みを周りも大切にする
 - ▣ 身だしなみは周りが作る